

入札・契約制度の適切な運用について

1 工事元請・下請関係者届出書（下請届）の提出 P 2

下請届の提出は、共通仕様書（特記仕様書）で、全ての工事について必要と定めています。

下請届の提出がなく下請負したことが判明した場合（発注者の事前承諾があった場合を除く。）もしくは、下請届に虚偽内容の記載をしたと認められる場合（建設業法施行規則に定める「工事経歴書」の記載内容と異なる記載内容である場合を含む。）は、「福井県工事契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行うものとします。

なお、下請届の提出が必要となる工事が契約終了した場合であっても、上記に該当する場合は指名停止措置を行うものとします。

平成22年11月1日から適用し、適用日において契約完了していない工事も対象とします。

2 総合評価落札方式の留意点について P 3～6

3 入札手続きのトラブルを防止するために P 7～8

4 「建設業取引適正化推進月間」の創設について P 9

5 下請契約および下請代金支払の適正化等について P 10

6 建設業法に基づく提出書類の提出 P 11～13

建設業法で定められている提出書類（事業年度終了報告書、役員や営業所所在地の変更などの変更届出書等）は、法で定められている提出期限内に提出することが義務付けられています。

当該提出がなされていないことが判明した場合は、法違反として罰則の適用があるほか、県において指名停止措置や入札参加資格を取り消す場合があります。

7 公告日と契約日が異なる年度である場合の入札情報サービスシステム上の取扱い

翌年度準備行為のため当該年度に入札公告を行うなど、公告日と契約日が異なる年度である場合の入札情報サービスシステムへの掲載は、「予算年度（契約日が含まれる年度）」で整理するものとします。

8 住宅瑕疵担保履行法に基づく届出について P 14～15

明示項目	明示事項	制約条件等
提出書類 (共1編1-1-10)	① 施工体制台帳および施工体系図の提出	・ 条件（下請契約の請負代金の総額が3,000万円以上の工事）
	① 工事担当技術者台帳の提出	・ 条件（工事請負代金額が2,500万円以上の工事） 監理技術者および主任技術者（下請負を含む）の顔写真、氏名、生年月日、所属会社名を記載し、施工体制台帳または施工計画書に添付すること
	① 工事元請・下請関係者届出書の提出	・ 全ての工事について提出。 該当なき場合はその旨を記載し提出

工事元請・下請関係者(変更)届出書

事務所長 様

(請負者名)

住所:

商号または名称:

代表者名:

印

付けで請負契約を締結した工事の施工について、元請・下請関係者を下記のとおり届出ます。

記

工事名 路線河川名 施工地係		元請負金額			資格者証番号	
監理技術者 (主任技術者)		住所 氏名			資格者証番号	
工事種別 (1次、2次等の区分)	建設業 許可 番号	下請業者名 (代表者名) 建設業許可業種	契約日 工 期	下請けに付 した金額(う ち消費税および 地方消費税の額)	主任技術 者名および 資格内 容	下請けに 付した工 事内 容
(次下請負)			~			
(次下請負)			~			
(次下請負)			~			

注1 この届出は、一次下請負以下全ての下請負について記載すること。また、変更が生じた場合には、速やかに変更届を提出すること。

注2 下請負契約書の写しを添付すること。

注3 監理技術者については、資格証(写)および監理技術者講習修了証を添付すること。

制限付き一般競争入札(事後審査型)における総合評価落札方式の実施方法

事後審査型において求める技術資料(様式第4号の2(技術資料自己評価申請書)、様式第9号(企業の技術力および地域性・社会性)、様式第10号(企業の工事成績算出対象工事)および様式第11号(主任(監理)技術者の資格・工事経験))の評価方法は、以下の方法によるものとします。

※様式番号は、入札公告で一般的に用いている番号で記載しています。

1 様式第4号の2の評価

(1)「技術評価点(合計)」の欄に記入のある数値を用いて、全ての入札参加者(失格者を除く。)の中から最も評価値の高い者を選定する。

なお、「技術評価点(合計)」の欄に数値の記入がない場合、もしくは評価点数の満点を超える数値を記入した場合は失格とする。

(2) 最低価格応札者および(1)で選定された者に対し、以下の方法により申請内容を精査する。

ア 「加算点」の欄に、数値の記入がない場合は、当該項目は0点とする。

イ 「加算点」の欄に、当該項目の最大の配点値を超える数値の記入がある場合は、当該項目は0点とする。

ウ 「加算点」の欄に記入がある数値と、「項目説明」の欄の記入内容(例えば、「有」「無」や「※1」「※2」「その他」など)が一致しない場合であっても、「加算点」の欄に記入がある数値を評価する。

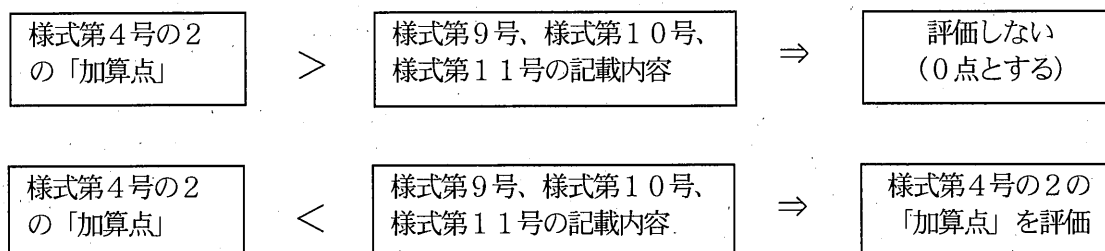
(3) (2)の精査結果、最も評価値の高い者を落札候補者とし、当該候補者に対してのみ、入札参加資格確認書類等の提出を求めるものとする。(最低価格応札者に対しては提出を求めない。)

なお、最も評価値の高い者が変更となった場合は、変更となった者について、(2)により、申請内容を精査し、同様に繰り返す。

2 様式第9号、様式第10号および様式第11号の評価(落札候補者となった者の評価)

(1) 様式第9号および様式第11号のうち、「(*)」の記載がある項目においては、該当する箇所に「■」マークがない場合は、注意書きのとおり当該項目は評価しない(0点とする)。

(2) 様式第4号の2の「加算点」と、様式第9号、様式第10号および様式第11号の各記載内容とが不整合である場合は、項目毎に、以下のとおり評価する。



(3) 工事成績評定点の平均点については、(2)にかかわらず、発注者において確認を行った数値を評価するものとし、当該数値と落札候補者が自己評価した数値とが不整合である場合は、発注者と落札候補者とが、相互に確認を行った上で評価するものとする。

技術資料自己評価申請書

工事名 ○○○○○○○○○○工事
工事場所 ○○○○川 ○○○○市○○

企業名	企業の技術力										企業の地域性・社会性										配置予定技術者の技術力										技術評価点
	様式第9号					様式第9・10号					様式第9号					様式第11号					小計										
	施工実績の有無		優良工事の有無		ISO認証有無	地域経済度		社会貢献度		県内企業の活用		県産品の活用		施工経験の有無	保有資格	優良工事の有無	優良工事表彰	小計		小計											
	基準	加算点	有無	加算点		有無	加算点	有無	加算点	有無	加算点	有無	加算点					有無	加算点	有無	加算点	有無	加算点	有無	加算点						
																										平均	件数	主たる営業所	加算点	有無	
最大	※1	1.5	有	0.5	有	0.5	80点以上	3.5	○○市	2.5	有	1.0	有	1.0	有	0.5	有	0.5	※1	1.5	有	1.0	有	1.0	有	推定ユニット以上	3.5	15.0			
※2	1.0						(工事成績評価点の平均点-70)×0.3+0.5	～	土木管内	1.0									※2	1.0					推定ユニットの半分以上						
最小	その他	0.0	無	0.0	無	0.0	70点未満	0.0	その他	0.0	無	0.0	無	0.0	無	0.0	無	0.0	その他	0.0	その他	0.0	無	0.0	その他	その他	0.0	0.0			

記載例	
※1	0.0
※2	0.0

自己評価点	
※1	0.0
※2	0.0

注意

- ・実績評価型(簡易型)の案件において、入札公告に従い、入札書と同時に提出する。
- ・入札公告に添付された評価基準表に従い、様式第9号～第11号を作成した後に、記入すること。
- ・評価対象となっていない項目については空欄とすること。
- ・様式の改変は行わず、黄色着色の箇所のみ記入し、入札公告に添付されたエクセルのまま提出すること。なお、ファイル名には企業名称を含めること。
- ・入札書の提出に際し、エクセル以外のファイル形式となる書類を添付する必要がある場合は、福井県電子入札運用基準第8条に基づき、しZ形式またはZ形式形式またはZ形式形式に圧縮すること。
- ・入札参加資格確認申請書提出依頼を受けた者のみが、入札参加資格確認資料と併せて、書類目録(添付資料を郵送または持参する場合)、様式第9号～11号および添付資料を提出すること。
- ・様式第4号の2と様式第9号～11号の記載内容に不整合がないよう、十分に注意して作成すること。不整合があった項目は、加算しない。

※1	施工実績(経験)のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの
※2	施工実績(経験)のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの

継続学習（CPDS）について

配置予定技術者が、(社)全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度（CPDS）に継続参加中であり、取得ユニット数が一定の水準を満たした場合に、工事の総合評価落札方式における加点の対象とします。

平成22年10月1日以降の入札公告に係る土木一式および鋼構造物工事で、「配置予定技術者の保有資格」を技術評価の対象としない案件についてのみ適用します。

なお、継続学習への取り組み状況を証明するものとして、(社)全国土木施工管理技士会連合会が発行する証明書の写しが必要となります。証明書の証明日は入札参加資格申請書を提出した日から遡って3か月以内のものまでを有効とします。

【評価基準】

推奨ユニット数以上・・・1.0点

20単位／1年

40単位／2年

100単位／5年 のうちいずれかを満たす場合に加点

推奨ユニット数の半分以上・・・0.5点

10単位／1年

20単位／2年

50単位／5年 のうちいずれかを満たす場合に加点

「土木一式」 評価基準表(〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事)

分類	評価項目	評価内容	評価基準	評価 点数
(A)	技術提案	工事内容に応じて設定	必要な項目を2つ以上設定	15.0
企業 の 技術 力 6 ・ 0 点	(a) 同種工事の施工実績の有無 (平成○年4月1日以降)	過去15年間に企業が同種工事の施工実績を有しているか？	施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの	1.5
			施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの	1.0
			上記以外	0.0
	(b) 工事成績 「業種：土木一式」 (平成○年度および平成○年度)	福井県が発注する工事（県の工事成績評定を有しない場合は、○○地方整備局が発注する工事（○○○○○））の過去2年間の企業の工事成績評定点の平均点が一定の点数を満たしているか？	80点以上	3.5
			70点以上 80点未満 (工事成績評定点の平均点-70) × 0.3 + 0.5	0.5～ 3.2
			70点未満	0.0
	(c) 優良工事表彰の有無 〔業種：土木一式〕 (平成○年度表彰、平成○年度表彰)	過去2年間ににおける福井県の優良工事表彰の有無	受賞あり	0.5
			受賞なし	0.0
	(d) 品質管理マネジメントの取得	品質管理マネジメントISO9001認証を取得しているか？	ISO9001認証	0.5
			未取得	0.0
配置 予定 技術 者の 技術 力 3 ・ 5 点	(a) 同種工事の施工経験の有無 (平成○年4月1日以降)	配置予定技術者が過去15年間の同種工事において監理技術者等としての施工経験を有しているか？	施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの	1.5
			施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの	1.0
			上記以外	0.0
	(b) 配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の保有する資格	1級土木施工管理技士の資格を保有	1.0
			上記以外	0.0
	(c) 優良工事表彰工事における経験の有無 〔業種：土木一式〕 (平成○年度表彰、平成○年度表彰)	過去2年間ににおける福井県の優良工事表彰を受賞した工事において監理技術者等としての経験の有無	経験あり	1.0
			経験なし	0.0
	(d) 配置予定技術者の継続学習への取組状況	(社)全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度（CPDS）における取得ユニット数	推奨ユニット数以上	1.0
			推奨ユニット数の半分以上	0.5
			上記以外	0.0
企業 の 地域 性、 社会 性 5 ・ 5 点	(a) 地域精通度	主たる営業所（本店含む）の所在地	○○市（町）に主たる営業所（本店含む）あり	2.5
			○○土木事務所管内に主たる営業所（本店含む）あり	1.0
			上記以外	0.0
	(b) 社会貢献度	県または市町のいずれかとの緊急災害時等における災害協定締結の有無	災害協定の締結あり	1.0
			災害協定の締結なし	0.0
	(c) 地域貢献度 (平成○年度または平成○年度)	過去2年間ににおける県または市町と除雪作業（凍結防止剤散布を含む）の契約を締結した実績の有無	実績あり	1.0
			実績なし	0.0
	(d) 県内企業の下請けへの活用	福井県内企業の下請けへの活用	発注者指定の工種（別表1参照）において下請け企業を福井県内から選定する。	0.5
			上記以外	0.0
	(e) 県産品の活用	使用資材の福井県産品活用 (福井県内で生産された資材を含む)	発注者指定の品目（別表1参照）に県産品を活用する。	0.5
上記以外			0.0	
満点	技術提案を求める標準型			30.0
	技術提案を求めない簡易型			15.0

土木一式工事、鋼構造物工事において、配置予定技術者の保有資格を評価項目として設定しない場合において、CPDSを評価項目として設定します。

電子入札におけるトラブルを防止するために

電子入札におけるトラブルを防止するため、以下のことにご注意ください。

1 ICカード（電子証明書）

ICカードは、入札権限を有する本人による行為であることを、大臣認定の民間認証局が認証したものであり、本県の電子入札システムで使用するICカードは、入札参加資格者名簿上の代表者と同一の名義人であることが必須です。

入札参加資格者の代表者名や商号名称等の変更が生じた場合は、入札参加資格者名簿の変更届を提出するとともに、民間認証局に変更内容を反映した新しいICカードの取得手続きを行ってください。

同一の名義人でないICカードでの入札は無効となるほか、ICカードの期限切れにより、入札参加資格確認書類等を送信できなかった場合は、県において指名停止措置を行う場合がありますのでご注意ください。

2 電子閲覧

入札情報サービスシステムにおいては、設計図書のダウンロード時にICカードによる制限をかけ、電子閲覧が行われた場合は、システムにより自動的に閲覧した時刻が記録された「閲覧記録簿」を作成します。

入札公告で電子閲覧が求められている場合は、定められた期限内に電子閲覧（設計図書のダウンロード）をせずに行った入札は無効となります。

3 紙入札を承認するやむを得ない場合

以下の場合に限り紙入札を承認します。パソコンの故障、ICカードの期限切れは、紙入札を承認しませんので、パソコンやICカードは複数準備するなど、事前に対策を講じてください。

- (1) 天災、広域的停電、プロバイダまたは通信事業者に起因する事故など、入札参加者の責によらない場合。
- (2) 入札参加資格者の代表者名や商号名称等の変更が生じた場合において、当該変更事由が生じた日から30日以内に、民間認証局に変更内容を反映した新しいICカードの取得手続きを行った場合。
- (3) 県の入札参加資格を新たに取得した場合（業種追加を除く。）において、県からの「競争入札参加資格決定通知書」の通知日から30日以内に、民間認証局にICカードの取得手続きを行った場合。

※原則として、入札手続きは全て同一の方法（電子もしくは紙）で行うものとします。

入札書は電子入札システムで電送し、入札参加資格確認書類等は電送せずに全て持参するということは認められませんのでご注意ください。

入札が無効（失格）となる具体例

入札が無効（失格）となる主な例は、以下のとおりです。ご注意ください。

- ・資格者名簿と異なる名義人のＩＣカードを使用した。
- ・入札公告に定める閲覧期間中に、設計図書の電子閲覧を行わなかった。
- ・入札書締切時刻までに、発注者側に入札書が到達しなかった。
- ・総合評価落札方式において、入札書と同時に提出を求められた、様式第４号（技術資料提出書）または様式第４号の２（技術資料自己評価申請書）を提出しなかった。
- ・総合評価落札方式において、入札書と同時に提出を求められた、様式第４号の２（技術資料自己評価申請書）の「技術評価点（合計）」を空欄、もしくは評価点数の満点を超える数値を記入して提出した。
- ・入札参加資格確認書類等に虚偽の内容を記載した。
- ・入札公告に記載された施工実績がなかった。
- ・入札公告に記載された有資格者を配置することができなくなった。
- ・入札公告に記載された機械やオペレータの要件を満たさなかった。
- ・発注者から工事費内訳書の提出を求められたが、提出に応じなかった。
- ・発注者から入札参加資格確認書類等の提出を求められたが、期限内に提出しなかった。

※下記の場合は、「福井県工事契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止等の措置を行う場合があります。

- ・落札候補者となった場合において、発注者から提出を求められた入札参加資格確認書類等を正当な理由なく期限内に提出しなかった場合

※確認書類等を提出しない場合は、提出できない理由を記載した辞退届を速やかに提出してください。

※「正当な理由」として、入札期間２日目以降（入札期間１日目は不可）に異なる工事の落札候補者となり、当初予定していた配置予定技術者等を配置できなくなった場合など。

※パソコンの故障やＩＣカードの期限切れにより、入札参加資格確認書類等を送信できなかった場合は、「正当な理由」とは認めませんのでご注意ください。

- ・発注者に提出した入札参加資格確認書類等において、発注者が入札参加資格要件を満たさないと認めた場合に、当該入札参加者が入札書を送信した時点で入札参加資格要件を満たしていたことを証明できなかった場合

平成22年8月

「建設業取引適正化推進月間」の創設について

1. 趣 旨

建設業における取引の適正化については、従来から、建設業法（昭和24年法律第100号）の厳正かつ適正な運用により、法令の遵守指導等を通じ、その推進を図ってきたところである。

しかしながら、依然として建設業の請負契約における不適切な取引が指摘されていることから、建設業の健全な発達を促進するため、建設業取引の適正化をより一層推進する必要がある。

このため、建設業の取引適正化に関し集中的に取り組むため、国土交通省及び都道府県において、「建設業取引適正化推進月間」を創設し、法令遵守に関する活動を行うものである。

2. 期 間

毎年11月（11月1日～30日）

3. 主 催

国土交通省、都道府県

4. 実施内容

(1) ポスターの配布・掲示等

(2) 新聞、機関誌、ホームページ等を通じた広報

(3) 建設業者等を対象とした講習会等の開催

(4) 立入検査等の実施

(5) その他

①上記のほか、地方整備局等及び各都道府県において自主的な事業の実施に努める。

②各年度の具体的な実施事業については、建設業取引適正化推進月間事務局が各年度の実施要領において別途定める。

5. 取組体制

地方整備局等及び各都道府県との調整を図りながら、毎年を取組を決定するため、国土交通省総合政策局建設業課に「建設業取引適正化推進月間事務局」を置くこととする。

下請契約および下請代金支払の適正化等について

1 見積りについて

下請代金の設定については、書面による見積依頼、見積期間の設定、明確な経費内訳による見積書の提出等の適正な手順を徹底すること。

特に、賃金、一般管理費等の必要諸経費を適切に考慮すること。

2 契約について

- (1) 書面による当該建設工事の着工前の契約を徹底すること。
- (2) 契約書に、具体的な工事内容、適正な請負代金、支払方法、工期等を明示すること。
- (3) 請負代金の出来高払を行うに当たり、下請代金の支払時に建設廃棄物等の処理費用等を相殺する（いわゆる赤伝処理）場合には、具体的内容を請負契約の両当事者の合意に基づき、契約書面に明記すること。
- (4) 請負代金を決定する際、元請業者が一方的に決めた請負代金の額で下請業者に契約を締結させる行為（いわゆる指値発注）を行うことがないように留意すること。
- (5) 工期、請負代金の変更は、変更工事の着工前に書面による契約で変更すること。

3 検査および引渡しについて

元請業者は、下請業者より工事が完成した旨の通知を受けた日から20日以内で、できる限り短い期間内に当該工事の検査を完了し、工事完成の確認後、下請業者からの申出があったときは、直ちに当該工事の目的物の引渡しを受けること。

4 下請代金の支払について

- (1) 下請代金の支払は、請求書提出締切日から支払日（手形の場合は手形振出日）までの期間をできる限り短くすること。
- (2) 元請業者が注文者から部分払や完成払を受けた時は、相応する下請代金を当該支払を受けた日から1か月以内で、できる限り短い期間内に支払うこと。
- (3) 下請代金の支払は、できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合でも、現金の比率を高め、少なくとも労務費相当分は現金払とすること。
- (4) 元請業者が前払金を受領した場合、下請業者に対して必要な費用を前払金として適正に支払うよう配慮すること。
- (5) 手形期間については、120日以内で、できる限り短い期間とすること。

5 下請業者への配慮について

元請業者は下請業者の資金繰りや雇用確保に十分配慮するとともに、下請業者の倒産、資金繰りの悪化等により、下請契約の関係者に請負代金、賃金の不払等、不測の損害を与えることのないよう十分配慮すること。

6 施工管理の徹底について

- (1) 公衆災害や労働災害の防止および建設生産物の安全性や品質を確保するため、適切な施工計画の作成、工事現場における施工体制の十分な確保、工事全体の工程管理や工事目的物・工事用資材等の品質管理および工事現場における安全管理等の施工管理のより一層の徹底に努めること。
- (2) 公共工事の受注者は、施工体制台帳の写しを発注者に提出するとともに、施工体系図を公衆が見やすい場所に掲げること。

上記事項のほか、建設業法等の関係法令等、建設業法令順守ガイドライン等を遵守し、元請下請関係の適正化、施工管理の一層の徹底に努めてください。

【許可を受けた後の届出等】

(1) 事実の発生から2週間以内に届出を行う必要があるもの

届出事項	届出書類等の様式
ア 経營業務の管理責任者を変更したとき	○経營業務の管理責任者証明書(様式第7号)
イ 婚姻等により経營業務の管理責任者となっている者の氏名が変更となったとき	○経營業務の管理責任者証明書(様式第7号) 添付 戸籍抄本又は住民票の抄本
ウ 営業所の専任技術者を変更したとき	○専任技術者証明書(新規・変更)(様式第8号(1)) 添付 新たな技術者の技術資格に関する書面(技術検定合格証明書等)
エ 婚姻等により営業所の専任技術者となっている者の氏名が変更となったとき	○専任技術者証明書(新規・変更)(様式第8号(1)) 添付 戸籍抄本又は住民票の抄本
オ 新たに営業所の代表者になった者があるとき	○変更届出書(様式第22号の2) 添付 誓約書(様式第6号) ・登記されていないことの証明書 ・市町村の長の証明書 略歴書(様式第13号)
カ 経營業務の管理責任者又は営業所の専任技術者に係る基準を満たさなくなったとき	○届出書(様式第22号の3)
キ 法第8条第1号及び第7号から第11号までのいずれかに該当するに至ったとき	○届出書(様式第22号の3)

(2) 事実の発生から30日以内に届出を行う必要があるもの

届出事項	届出書類等の様式
ア 商号又は名称を変更したとき	○変更届出書(様式第22号の2) 添付 登記事項証明書 ※ 登記事項証明書の添付は商業登記の変更を必要とする場合に限りします。
イ 既存の営業所について、 (ア) その名称 (イ) 所在地 (ウ) 営業所において営業を行う建設業の種類 のいずれかを変更したとき	○変更届出書(様式第22号の2) 添付 登記事項証明書 ※ 登記事項証明書の添付は商業登記の変更を必要とする場合に限りします。
ウ 資本金額(又は出資総額)に変更があったとき	○変更届出書(様式第22号の2) 添付 登記事項証明書 株主(出資者)調書(様式第14号) ※ 登記事項証明書の添付は商業登記の変更を必要とする場合

	に限りします。
エ 法人の役員、個人の事業主又は支配人の氏名に変更があったとき	○変更届出書（様式第22号の2） 添付 登記事項証明書 許可申請書（様式第1号）の別紙1（法人の場合） ※ 登記事項証明書の添付は商業登記の変更を必要とする場合に限りします。
オ 営業所の新設をしたとき	○変更届出書（様式第22号の2） 添付 ●当該営業所の代表者に関する書類 誓約書（様式第6号） ・登記されていないことの証明書 ・市町村の長の証明書 一覧表（様式第11号） 略歴書（様式第13号） ●当該営業所の専任技術者に関する書類 ・専任技術者証明書（様式第8号(1)） ・新たな技術者の技術資格に関する書面（技術検定合格証明書等） 登記事項証明書 ※ 登記事項証明書の添付は商業登記の変更を必要とする場合に限りします。
カ 新たに役員、支配人となった者があるとき	○変更届出書（様式第22号の2） 添付 誓約書（様式第6号） ・登記されていないことの証明書 ・市町村の長の証明書 略歴書（様式第12号） 登記事項証明書 許可申請書（様式第1号）の別紙1（法人の場合） ※ 登記事項証明書の添付は商業登記の変更を必要とする場合に限りします。
キ 建設業を廃業等したとき （ア）許可に係る建設業者が死亡したとき【相続人が届出】 （イ）法人が合併により消滅したとき【役員であった者が届出】 （ウ）法人が破産手続開始の決定により解散したとき【破産管財人が届出】 （エ）法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したとき【清算人】 （オ）許可を受けた建設業を廃止したとき	○廃業届（様式第22号の4）

(3) 事業年度が終了するごとに届出を行う必要があるもの（事業年度経過後4月以内に届出）

届出事項及び届出書類の様式等

○ 変更届出書（国土交通大臣許可業者にあつては建設業許可事務ガイドラインで定める別紙8様式）

※ 都道府県知事許可業者にあつては各都道府県で定める様式となります。

添付 工事経歴書（様式第2号）

直前3年の各事業年度における工事施工金額（様式第3号）

貸借対照表（様式第15号又は第18号）

※ 法人の場合は様式第15号、個人の場合は様式第18号となります。

損益計算書（様式第16号（完成工事原価報告書付）又は第19号）

※ 法人の場合は様式第16号、個人の場合は様式第19号となります。

株主資本等変動計算書（様式第17号）、注記表（様式第17号の2）

※ 法人のみ必要となります。

事業報告書（任意様式）

※ 特例有限責任会社を除く株式会社は届出を行う必要があります。

必要記載事項については会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）において規定されています。

附属明細表（様式第17号の3）

※ 特例有限会社を除く株式会社のうち、以下のいずれかに該当する者が提出することとなります。

ただし、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条に規定する有価証券報告書の提出会社にあつては、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができます。

① 資本金の額が1億円超であるもの

② 最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上であるもの

納税証明書（税務署等が交付する当該税に係る納付すべき額及び納付済額を証する書面）

※ 国土交通大臣許可業者については法人税（個人の場合は所得税）、都道府県知事許可業者は事業税に係る書面となります。

使用人数を記載した書面（様式第4号）

※ 使用人数に変更があった場合に限ります。

建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第11号）

※ 令第3条に規定する使用人の一覧表に変更があった場合に限ります。

国家資格者等・監理技術者一覧表（様式第11号の2）

※ 国家資格者・監理技術者一覧表に記載した技術者に変更があった場合に限ります。

定款

※ 定款に変更があった場合に限ります。

【注】 申請書と同様に上記変更届の記載内容の確認のため提示又は提出を求める場合がありますので、詳細については提出窓口にご照会下さい。

行政庁への届出

福井県知事の許可・免許を受けている場合は、福井県に届出手続をしてください。
国土交通大臣の許可・免許を受けている場合は、近畿地方整備局に届出手続をしてください。

【届出方法および問い合わせ先について】

許可・届出	業者種類	届出先	届出方法	連絡先(問い合わせ先)	備考
福井県知事	建設業者	福井土木事務所総務課 [福井市、永平寺町の事業者] 三国土木事務所総務課 [あわら市、坂井市の事業者] 奥越土木事務所総務課 [大野市、勝山市の事業者] 丹南土木事務所総務課 [鯖江市、越前市、池田町、南越前町、越前町の事業者] 敦賀土木事務所総務課 [敦賀市、美浜町、若狭町(旧三方町)の事業者] 小浜土木事務所総務課 [小浜市、高浜町、おおい町、若狭町(旧上中町)の事業者]	郵送又は 持参(窓口提出)	0776-24-5111 0776-82-1111 0779-66-1221 0778-23-4539	・届出書の提出部数は正本1部です。
	宅地建物取引業者	本庁土木部建築住宅課	郵送又は 持参(窓口提出)	0776-22-4661 0770-56-5950 0776-20-0505	・届出書の提出部数は正本1部です。
	建設業者 宅地建物取引業者	国土交通省 近畿地方整備局 建設部 建設産業課	郵送又は 持参(窓口提出)	06-6942-1141	○届出書の提出部数は正本1部です。 ○各府県を経由せず、直接近畿地方整備局に提出して下さい。 (郵送付先) 〒540-8586 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館
	建設業者 宅地建物取引業者	国土交通省 近畿地方整備局 建設部 建設産業課	郵送又は 持参(窓口提出)	06-6942-1141	○届出書の提出部数は正本1部です。 ○各府県を経由せず、直接近畿地方整備局に提出して下さい。 (郵送付先) 〒540-8586 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館
	建設業者 宅地建物取引業者	国土交通省 近畿地方整備局 建設部 建設産業課	郵送又は 持参(窓口提出)	06-6942-1141	○届出書の提出部数は正本1部です。 ○各府県を経由せず、直接近畿地方整備局に提出して下さい。 (郵送付先) 〒540-8586 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館
国土交通大臣	建設業者 宅地建物取引業者	国土交通省 近畿地方整備局 建設部 建設産業課	郵送又は 持参(窓口提出)	06-6942-1141	○届出書の提出部数は正本1部です。 ○各府県を経由せず、直接近畿地方整備局に提出して下さい。 (郵送付先) 〒540-8586 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館

新築住宅を供給する事業者の方への 大切なお知らせ

福井県版

住宅瑕疵担保履行法

～特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律～

基準日における届出手続

「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」に基づき、
新築住宅を引き渡した事業者は、
毎年3月31日および9月30日の基準日ごとに
届出手続を行うことが必要となります。



住宅瑕疵担保履行法に
基づく資力確保措置は、
保険への加入や
保証金の供託だけでは
終わりません。

住宅瑕疵担保履行法の流れについて

免許を受けた宅地建物取引業者または許可を受けた建設業者である

YES

NO

平成21年10月1日以降に新築住宅を引き渡している

YES

NO

引き渡した相手が宅地建物取引業者以外である

YES

NO

住宅瑕疵担保履行法による資力確保措置(保険
への加入または保証金の供託)が必要です

届出手続は
必要ありません

届出手続が必要です

届出手続に
必要な書類

- 届出書
- 引渡し物件一覧表
- 保険契約締結証明書または供託書の写し
(保険加入の場合)

届出期間は基準日から3週間以内です。

届出手続は毎年「4月1日から21日※」および「10月1日から21日※」に
行う必要があります。
期間内に届出をしない場合や資力確保措置を講じていない場合は、監督処分や罰則が
適用されることとなります。
※休日の場合は翌営業日となります。

作成・問い合わせ先

- 国土交通省住宅局住宅生産課住宅瑕疵担保対策室/総合政策局建設課・不動産課 (電話) 03-5253-8111 (代表)
URL: <http://www.mlit.go.jp> (HP: topo10.mlit.go.jp) (特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律コーナー) をご覧ください。)
- 都道府県連絡先: 福井県土木部建築住宅課・管理課
(電話) 0776-21-1111

「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」